

令和5年度「地域おこし協力隊」（高知ふるさと応援隊）募集要項

高知県土佐町

高知県土佐町は、四国のちょうど真ん中に位置し、森林率87%の豊かな山林に囲まれた自然豊かなまちです。吉野川の源流域にあり、西日本一の貯水量を誇る早明浦ダムを有する人口3,700人の小さな町で、令和2年度にはSDGs未来都市に選定され「SDGsと住民幸福度に基づく、誰一人取り残さない持続可能な土佐町づくり」を掲げ取り組みを進めています。また、Iターン、Jターン、Uターン様々な方が毎年多く移住しており、様々な活動を展開しています。地域の人々のオープンな気質が移住者の自由な活動を支え、多くの新規ビジネスや地域活動が生まれています。

現在、新型コロナウイルス感染拡大により、特に都市部においてテレワークの普及・拡大しており、テレワーク拠点やサテライトオフィスの需要も高まっています。こうした動きを町の地方創生の追い風としていくため、土佐町では令和3年12月より地域の遊休資産を活用した「テレワーク拠点大屋敷」を設置し、利用拡大に取り組んでいます。「大屋敷」の特徴として、一般的なサテライトオフィスやテレワーク拠点のあり方に留まらず、地域内外から多様な企業や人材が集い交流することを通じて、地域の将来に向けて「共に考え、共にチャレンジする」拠点としていくことを掲げています。また、近年、都市圏企業の中で新規事業開発部門の立ち上げや、イノベーションを起こす人材の採用・育成に注力する流れがあることに着目し、土佐町のような中山間地域で、地域事業者と共に新規事業開発や課題解決に取り組むことができ、大屋敷を通じそれらのスキルやノウハウを獲得できることも特徴の一つであると考えます。

「大屋敷」は今後、以下の3つの場づくりに向け事業を進めていく予定です。

- ① 都市圏企業やその社員が地域に一時的に滞在しながら、地域事業者等と共に課題解決や新規事業開発に取り組み、それらのスキルやマインドを習得できる場
- ② 地域事業者や地域住民が多様な人材とタッグを組み、新たな産業創出や雇用につながる場
- ③ 多様な人材が出入りし、土佐町の未来を考える場

土佐町の「資源」と「人」を強みとし、多様な人材と協力しながら「大屋敷」の3つの場づくりに向けて活動してくれる仲間を募集しています。

※参考（大屋敷HP）<https://ohyashiki.jp/>

1. 募集人員

地域おこし協力隊1名

「テレワーク拠点大屋敷」スタッフとして従事して頂ける方

2. 募集条件

令和5年4月1日時点で年齢が18歳以上で、次のいずれにも該当する者。

- ①現在、「都市地域」※に在住しており、採用後、土佐町内に生活拠点を移し、住民票を異動できる者（世帯可。ただし採用は1名）
- ②心身ともに健康で、積極的に関係者、地域住民と協力しながら活動を行う意欲のある者
- ③普通自動車運転免許を取得している者

- ④Word、Excel、PowerPoint など一般的な業務ソフトウェアを使える方
- ⑤協力隊期間終了後も土佐町にて、まちの活性化に従事する意志のある者

【歓迎される条件（必須ではない）】

- ①テレワークの推進に必要な業務経験、業界知識、IT スキルをお持ちの方
- ①課題解決や新規事業開発の経験のある方
- ②協力隊活動と並走しながら、任期中もしくは任期終了後に起業するなど意欲のある方

※「都市地域」とは、3大都市圏内の都市地域、政令指定都市、3大都市圏外の都市地域とします。

(注1) 3大都市圏内とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部とします。

(注2) 条件不利地域指定を受けている政令指定都市の場合は、現在の所在地が条件不利地域指定の対象区域に限るものとします。

(注3) 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とし、都市地域とは、これに該当しない市町村とします。

- ①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

3. 応募手続

(1) 申込受付期間

令和5年8月23日～令和5年9月6日

※期間中、応募があり次第随時面接を実施し、採用が決定次第募集は終了

(2) 提出書類

- ①令和5年度土佐町地域おこし協力隊員応募用紙
- ②履歴書（直筆またはパソコンでの作成、写真貼付。）
- ③レポート提出

テーマ：「地域おこし協力隊任期終了後のビジョンについて」

用紙はA4縦長 1枚（横書き 文字数800字以上）

書式は自由。ただし、応募者の氏名を用紙右上に入れておくこと。

【PDFによる提出可能。捺印があるものは原本を後日提出。】

郵送及びEmailにて受け付けます。なお、提出された書類は返却しません。

応募先

〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居194 土佐町役場企画推進課

TEL: 0887-82-2450 FAX: 0887-70-1333

Email: tosai-21@town.tosa.lg.jp

4. 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考の上、結果を報告。

(2) 第2次選考

土佐町役場に赴いていただき面接（交通費は自己負担）。

(3) 最終選考結果の通知

合否はメールおよび文書にて通知します。

5. 採用予定日

令和5年10月2日(月)以降

6. 勤務条件等

| | |
|-----------|--|
| 勤務場所 | 土佐町及び嶺北地域 |
| 業務内容 | <p>テレワーク拠点大屋敷スタッフ</p> <ul style="list-style-type: none">・町内外の企業や事業者への訪問と、大屋敷のできる働き方・利用方法の紹介・施設利用者の受付と対応業務 (鍵の管理はキーボックス型スマートロックを使用。利用初日の開錠・利用案内は必須。その他随時利用中のフォロー。)・施設の運営・管理・大屋敷のPR、プロモーション活動・各種講座の企画と開催(土佐町テレワーク推進事業の委託先と仕様に基づき実施)・施設を活用した各種イベントの企画と開催(土佐町テレワーク推進事業の委託先と仕様に基づき実施) <p>※上記業務を月124時間の範囲で実施し、休日等は利用予約状況を踏まえ月1回の定例会で調整し、決定していきます。</p> |
| 雇用形態 | 土佐町の非常勤職員として勤務します。 |
| 報酬 | 月額185,000円 |
| 加入保険 | 健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険 |
| 勤務日及び勤務時間 | <p>原則週4日間勤務(月124時間)</p> <p>※時間外勤務、休日勤務は振替対応とします。</p> |
| 雇用期間 | 採用日から令和6年3月31日まで。ただし、勤務状況をふまえて最長で採用日から3年間まで勤務することができます。 |
| 住居 | テレワーク拠点大屋敷の別棟を住居とします。家賃は、町が負担します。 |
| 活動に関する経費 | 燃料代、出張旅費、消耗品、通信費等活動に要する経費については、町が予算の範囲内で負担します。 |
| その他 | 協力隊期間終了後の本町への定住準備のため、町長への届出により、休日を活用して収益又は報酬等収入を伴う兼業に従事することを認めます。 |